

運動部活動における 「外部指導者制度の効果的活用に向けた手引き」の作成

森田啓之*

抄録

近年、学校運動部活動の活性化対策として外部指導者が盛んに登用されている。しかしながら、その実施に伴っては様々な問題も指摘されている。

そこで本研究はこの制度が効果的な活用されるための手引きを作成することを目的とした。

考察の結果は、以下の通りであった。

外部指導者制度の導入に伴って発生する問題の原因は、外部指導者にのみあるのではなく、顧問教員と外部指導者との関係性にある。したがって、外部指導者の運動部活動についての理解を促進するだけで問題が消失する、あるいは事態が改善されるのではなく、顧問教員と外部指導者の両方で問題を解決するという図式で理解した上で、それに基づいた手引きを作成した。

キーワード：運動部活動、外部指導者、手引き

* 兵庫教育大学 〒673-1494 加東市下久米 942-1

Drawing up a guideline for employing non-teacher's instructor effectively in the extra-curricular sport-club activities

Hiroyuki MORITA*

Abstract

Recently, in the extra-curricular sport-club activities, non-teacher's instructors are applied extensively. But various problems are reported along with the introduction.

The Purpose of this study is to draw up the guideline for employing them effectively.

The results are follows:

A Non-teacher's instructor only does not have the cause, but the cause exists in both in the relation to a teacher.

Therefore, the problem is not settled by deepening non-teacher's instructor's understanding about the extra-curricular sport-club activities. For problem-solving, both a non-teacher's instructor and a teacher must be cooperation with each other.

Key Words : extra-curricular sport-club activity, non-teacher's instructor, guideline

* Hyogo University of Teacher Education 942-1 Shimokume, Kato-shi, 673-1494, Hyogo, Japan

1. はじめに

これまで学校における運動部活動は、生徒の教育（人間形成）に、スポーツ振興にと大きな貢献をしてきた。しかし近年、少子化による部員数の減少やそれに伴う部活動の休部・廃部、また顧問教員については、専門種目以外の種目を指導することへの不安、高齢化や顧問のなり手野の減少、職務の増加等による指導力・時間の低下など、解決すべき多くの課題が指摘されている。

このような背景から、地域に目を向け専門的な知識を持った人材に部活動指導を委託する「外部指導者の活用」が平成9年に保健体育審議会答申で初めて示され、続いて平成12年策定の「スポーツ振興基本計画」（2000）においてもその充実が謳われ、現在では全国の多くの中学校や高校に外部指導者が導入されている。また、平成24年度から実施予定の新中学校学習指導要領では、部活動と教育課程との関連が初めて記されるとともに、地域の人々の協力や地域の各種団体との連携を図ることも明記され、これまで主に学校のみで展開してきた運動部活動が、地域社会との関わりにおいて変化を求められている。

外部指導者制度は上記のような背景でスタートし運営されているが、それに伴って様々な問題も報告されている。例えば、外部指導者の指導方針が競技志向に傾倒してしまい、部員と外部指導者との間に軋轢が生じてしまった例や、顧問教員と外部指導者との間で指導方針についてトラブルになったという例などである。

部活動の主人公である生徒たちのためにもスムーズな運営がなされねばならないことは言うまでもないが、こうした問題に対して内海(1998)は、外部指導者が学校教育の方針を相当理解していないと常にズレの源になりかねないと述べている。しかし、神奈川県が行った調査(2008)において、外部指導者は学校教育における部活動の目的をあまり重要視していないという指摘もみられる。また、実際に外部指導者を対象として行われる研修を頻繁に実施している自治体はそう多くなく(外部指導者の多くが社会人であることからすれば仕方ないだろうが)、その内容についても応急手当の方法、事故防止策などが中心で、部活動の目的について理解を深める機会があまりないのが現状である。

2. 目的

上記のような状況の中、今後も積極的に活用されるであろう外部指導者制度についての実用的な手引書が関係者の手元にあれば、外部指導者導入で起

こる問題を軽減できるのではないかと考えた。

そこで本研究は、外部指導者制度の活用に伴う諸問題の解決とともに、外部指導者の活動を支援するうえで必要な内容について明らかにするとともに、その内容を踏まえた、制度を「効果的に活用するための手引き」を作成することを目的とした。

3. 方法（仮説を含む）

前記の目的を達成するために、以下の手順で研究を進めた。

(1) 既存の手引きにおける記述内容の分析

外部指導者制度の運営母体である教育委員会作成の外部指導者に向けた、以下の手引きがどのような意図に基づいて、どのような内容で構成されたものなのかについて分析した。

- ・東京都教育庁指導部指導企画課「外部指導員のための部活動指導の手引き」2008年3月
- ・奈良市教育委員会「運動部活動外部指導者のための指導の手引き」2008年7月
- ・長野県教育委員会事務局スポーツ課「平成21年文部科学省委託事業-地域スポーツ人材の活用実践支援事業-運動部活動指導の手引き」2010年3月

(2) 学校関係者の外部指導者制度に関わる意識

先行する調査として、以下の2つを取り上げ、外部指導者への期待と制度にかかわる課題について把握した。

- ・宮城県教育庁スポーツ健康課「中学校・高等学校の運動部活動に関する調査結果」2009年2月
- ・兵庫県教育委員会体育保健課・地域スポーツ人材活用促進委員会「地域スポーツ人材を活用した運動部活動等支援事業報告書」2011年3月

(3) 外部指導者の意識

・量的把握：(2)の調査のうち外部指導者による回答から、指導に関わっての問題性を把握した。

・質的把握：外部指導者として活動する人物にインタビューを試み、外部指導者が指導に関わる上での悩み等を明らかにした。

(4) 外部指導者導入による問題事例の原因究明

外部指導者の導入によって生じている問題はどういったパターンで引き起こされているのかについて、報告事例を分析・整理し、それらの問題を生じさせている原因を特定した。

(5) 「制度を効果的に活用するための手引き」の構成内容の検討

上記で明らかにされた問題の原因や外部指導者や学校教員の悩みに対応するような、内容を検討した。

(6)運動部活動における「外部指導者制度の効果的活用に向けた手引き」の具体的作成

手引きに必要とされる「平易さ」「具体性」を加味した、具体物（手引き）を作成した。

4. 結果及び考察

(1)既存の手引きにおける記述内容の分析

今回入手した中で最も早く作成された東京都教育委員会による『外部指導員のための部活動指導の手引』（全32頁、2008.3）は以下の構成であった。

1. 学校教育における部活動
2. 外部指導員として活動するために
3. 部活動中の事故防止
4. 外部指導員に関する取組

1.と2.に総頁数の3分の2以上が当てられていることから、まず外部指導員に「部活動とはどういうもの」であり、それに基づく「望ましい指導とは何か」を理解してほしいとの強い意図がうかがわれる。また、「顧問教員の役割」として『管理』と『指導』の側面があり、外部指導者には特に後者の関わりを期待するとの記述がみられた。

奈良県教育委員会による手引き（全5頁、2008.7）においても、「大切な教育活動としての部活動」「指導をする上での留意点」、そして熱中症予防や事故対応に関する記述がみられた。さらに、長野県教育委員会（2010.3）も、「部活動において、外部指導者が力を十分に発揮するためには、学校関係者、外部指導者がともに、部活動についての理解を深める必要がある」「学校教育における部活動の位置付けや顧問と外部指導者の役割などを明らかにする必要がある」との認識のもと、すべての関係者向けに「運動部活動指導の手引き」（全50頁）を作成しているが、その構成は、「部活動の意義と課題」「顧問の役割」に続いて、「外部指導者の心得」として「役割」や「求められる資質」についての説明がなされており、東京都や奈良市のものと大きな差はなかった。

これら既存の手引きの分析からは、以下の共通点が見いだされた。

第一に、読み手として想定された対象である。外部指導者制度の活用に関する手引きはいずれも、主に外部指導者向けに作成されたものであった。第二には、その内容についてである。事故防止や安全管理に関する記述はどの手引きにも盛り込まれているが、多くの紙面を割いて重要な位置づけを与えられているのが、「学校教育としての部活動の位置づけ」、それに基づいた「適切な指導」、さらに「顧問教員と外部指導者との関係」であった。

すなわち、「外部指導員は教職員に準ずる立場であることを自覚して、指導に当たる際に部活動の目的を理解しながら、顧問との連携を密にとる」ことがその任務であって、学校教育の一環から逸脱するような指導をしてほしくないという想いが読み取れる中身であった。

(2)学校関係者の意識

兵庫県での調査によれば、外部指導者を活用することの効果は、「生徒の技術向上」と「部活動の活性化」を多くの顧問が挙げていた。また、宮城県においても、「顧問の指導力の補完」「生徒の活動意欲喚起」と表現は異なるものの、専門的力量を持った外部指導者が入ることによるメリットは多くの教員が評価していることが読み取れた。

一方で、宮城県の調査では、外部指導者制度を活用しての問題点として、「指導謝金が不十分」「指導回数が少ない」という財政面が上位にあがったが、特に中学校において、「学校の指導方針と外部指導者の考え方が違う」という回答が第3位であった。顧問が「協調性や社会性」「体力向上と健康増進」を目標としているのに対し、外部指導者がやや「競技力向上」を向いた指導をしているためではないかとの推察がなされていた。この指摘は、他の調査においても同様な傾向であることから、外部指導者制度の活用において両者の指導方針の違いは大きな課題であることが追証された結果といえよう。さらに、「外部指導者を増やしていく上での課題」としても、また「制度を活用していない理由」の上位にも、「指導方針について外部指導者との共通理解」を図るのが難しいとの回答が約半数あることから、これは制度活用の根幹に関わる大きな問題であることに間違いはないだろう。

兵庫県においても、この両者のズレについて言及した回答（「外部指導者の立場が曖昧」「本来の目的が明確でないので、意思疎通が図りにくい」）がみられることから、全国的に、本制度の趣旨や両者の役割分担について文書的には明示されているものの、実際の指導現場では両者の合意が十分にはなされていないことが読み取れた。

(3-1)外部指導者の意識：調査研究から

宮城県の調査では、「自分の仕事との両立」や「設備や施設の不備」を活動に伴う悩みとして、それぞれ2割程度が回答している以外に、中学校において、「競技志向と楽しみ志向の生徒が共存」「部員同士の間関係」を1割の外部指導者が悩みとして挙げていることは注目すべき点である。運動部活動は同好の士の集まりとはいえ、生徒の取り組み方・姿勢

の温度差や人間関係にも配慮しながら技術指導をしなければならないという現実とともに、それが負担になっているとも考えられる結果であろう。

また、外部指導者としての適性については、「専門的な技術指導ができる」(22%)以上に、「学校の顧問と協力できる」を挙げた指導者が26%と最も多く、学校との協力体制を築くことが大切であることは、顧問教員の意識とも通じるものであった。

一方、兵庫県においても、財政的なことに関わる上記の悩みとともに、「外部指導者の役割の明確化」を挙げる声もみられている。

このように、多様な思いを持ってその種目に参入してくる生徒たちへの対応、さらに、技術指導をする際に顧問教員との良好な関係を築くことが大きな課題になっていることが明らかとなった。

(3-2)外部指導者の意識：インタビュー調査から

ここでは、経験豊かな外部指導者へのインタビューから得られた情報をもとに、彼らの意識に迫ることとする。

○外部指導者Sさん(男性)の場合

Sさんは40歳代の柔道指導者である。母校の中学校に外部指導者として7年関わっている。当初はいわゆるOB(卒業生)として練習と一緒に参加する中で指導補助をしていたが、顧問教員の移動により正式な形で学校から外部指導者としての依頼がなされた。学校側から、部活動は「学校教育の一環である」ことを強調されたことが印象に残っているとのことであった。

一般に、外部指導者の役目は「専門的技術の指導」が中心であるが、Sさんは例えば、進路や人間関係のことなど、生徒からも保護者からも「先生に直接言いにくいことを相談されたり聞かれたりする」こともあるという。もちろん、外部指導者の立場であるから、そのような場合には一社会人としての自分の経験から発言するに留めているとのことであった。実際の指導現場では、技術指導以外の役割も担っていることが明らかとなった。

また、外部指導者として悩んだことは、という問いへの答えは、「部員との距離感」だった。「指導する側が力を入れすぎても、入れ方が少なくてもダメで、部員との距離感をうまく保つのが難しい」。また、基本は顧問教員と一緒に指導に当たるが、時には顧問教員が不在で「教員の代わり」をせざるを得ない場面もあるが、子どもからは「先生ではない」という位置づけが定着しているため、スムーズな指導ができにくいということもあったという。

さらに、顧問教員との距離感も同様に難しく、新しい顧問になれば「この先生はどんな指導方針なの

か」を一生懸命理解しようと努めている。顧問は3人とも柔道経験者であるが、自身より年齢が下の顧問や指導歴の浅い顧問は向こうから色々聞いてくれて、意見交換は容易だったという。現在は、指導を重ねる中で何となく分かってきた感はあるとのこと。

最後に、学校教員と外部指導者が連携する上で必要なことは、という問いについては、「学校としての部活動で目指すことをできるだけ具体的にしてほしい。ただ、教員間でももしかすれば共通見解はないのかもしれない…また、同じ指導でも地域によって認められたり、認められなかったりもあるだろう。」

あと、学校で指導する上で重要なこととして、「部員の取り組む姿勢・取り組み方の温度差」についての言及があった。「その部に所属していても、必ずしもその種目がやりたくて所属しているわけではなく、学校のきまりや生徒指導上所属している部員もいる」、つまり、「色々な子どもがいる」という前提に立って、個々の子どもを細かく観察して応じる必要性を痛感したことがあったとのことである。

○外部指導者Mさん(女性)の場合

Mさんは、かつて自身が女子ソフトボールで全国制覇をするような強豪チームで育った経歴を持つとともに、ソフトボールの外部指導者として約10年のキャリアで、これまで3人の顧問教員と関わってきた。

まず技術指導についてであるが、正規の日時では十分に指導できないので可能な限り学校に赴いている。また、保護者会の開催も顧問教員に提案し、部活動へのサポート体制(試合への送迎の当番など)について積極的に議論に関わっているとのことであった。

外部指導者の意義や効果については、「外部コーチならではの言い方ができる」という興味深い答えが返ってきた。これまでの顧問がいずれも男性であったこと、自身が女性であることも関係してか、女子生徒さらにはその保護者からかなり相談を受けたようである。関係が深くなれば、「先生には言いにくいことも言ってもらえ」、外部指導者は「技術指導者でもあり、マネージャーでもあり、心のケアもする」人であると言われたことは印象深い。

顧問教員との関係については、特徴的な顧問(ソフトボールの未経験者であったが自分だけでやりたい)もいて、良好な関係が築けない場合もあったという。その時には、自分の考えの正誤を確認するために、同じ学校に勤務する他の部活の先生に相談したこともあったという。

ただし、外部指導者としてのスタンスは、基本は

「先生の考えに合わせる」と断言されており、その先生がどのような方針であるかを具体的場面の中でできるだけ早く知ることを意識していた。先のSさん同様に「補助者」としての外部指導者の立ち位置は忘れていなかった。

ただ、顧問教員や学校側が本当に求めるものが不明のまま、指導に入って行かなければならない時期はしんどくもあるという。特に、「勝ちたいのか、そこそこでいいのか」といった、顧問と自身の考えの差が最も悩む点であった。

最後に、この制度に関して学校に望むこととして、「当該クラブの顧問教員だけでなく、学校全体、保護者にも存在を周知してほしい」とのことであった。新しい管理職がかなりの期間、自分の存在を知らなかったというエピソードも聞いた。また、「ほとんど先生と同じことをしているのに先生扱いはない」「教員免許がない人が勝手に来ている」というような雰囲気改善してほしいとの話も出た。「外部指導者の周知やその明確な位置付け」についての要望については、先の調査結果でも示された点であり、現状をより一層感じることができた。

○外部指導者Tさん（男性）の場合

Tさんは、外部指導者をする前から地域のスポーツ指導・推進に熱心で、種目協会役員や体育指導委員（現在はスポーツ推進委員）などを歴任している60歳代の外部指導者（指導歴6年）である。外部指導者制度が発足した年に、そのような縁から教育委員会から依頼があったとのことである。

これまでに3名の顧問と関わったが、年齢や専門的技量も様々であったため、自身の関わり方も顧問と話をしながら若干変えてきたという。校務等でなかなか部活動に出られない顧問からは技術的なことだけでなく、生徒の生活面でも相談を受けることもあり、遠慮のない関係で率直に話をさせてもらっており、顧問との関係性に関して問題は特にないとのことであった。時間が許せる限り、部活指導に関わるTさんを顧問教員も信頼している様子が見られた。話の内容からも「家に帰って部活に関してどんな話をしているのか、あるいは家庭でどのような会話をしているのか」も気にかけているという言葉が示すように、技術を教えるだけでなく、子どもの生活の中でスポーツを捉えようとする姿勢を持っている。「種目の技術だけでなく、その子をできるだけ色々な点で見て成長させたい」という言葉が印象的であった。

最後に、外部指導者に必要な資質・能力について尋ねたところ、「マニュアル通りにやるのではなく、学校の中で起こる色々なこと（人間関係や勉強など）に柔軟に対応できる」こと、さらに「その子の

長所をプレイ面だけでなく、様々な面から見る」とことと答えた。

(4)外部指導者導入による問題事例の原因究明とその解決

外部指導者制度は、本来、学校教員と外部指導者の両者が相まって機能してこそ大きな効果を発揮するが、その関係が良好でなく機能しない場合に様々な問題が生じている。

筆者ら（2010）は以前に、問題発生 of 具体的原因を、1. 顧問教員の部活動への関わり方・姿勢、2. 外部指導者の資質・能力、3. 情報や意見交換の不足と推定し、その解決のためには、両者がともに部活動の目的を理解したうえで、目的達成のためにどのような役割を果たし、どのような関係を築かねばならないかをより一層具体的に理解する必要があるとした。

しかし、先にも述べたように、「部活動の目的」や「両者の役割分担」については書類的には明示されているが、なぜそれが遵守されないのであろうか。そこについて考察を深める必要がある。

外部指導者が導入されることで生じる問題には、外部指導者の行き過ぎという事例が多い。なぜであろうか。

今回取り上げた調査においても、多くの外部指導者は、その任用日数・時間の少なさを不満に感じており、指導謝金に関係なく（それを越える日数・時間で）指導に携わっている。その理由として、「関わるからには生徒をしっかりと指導したい」という思いがインタビューからも読み取れた。さらに、顧問が十分な形で部活動に出てこれない、指導できないという状況が加わって、「生徒たちのためにも可能な限り指導に行く」という関わりになるのであろう。

このように、導入されるケースの多くが顧問教員の校務による多忙等で十分に関われない場合であることを考えるならば、熱心な外部指導者が生徒の心を掴み、その部活において外部指導者が実質的に中心的な存在になることはある意味必然かもしれない。

東京都の手引きによれば、顧問教員が行う「指導的な側面の内実は、「専門的な知識・技術」「個性・能力の伸長」「豊かな人間関係づくり」「充実した学校生活」「人格形成」「生涯学習の基礎」と多岐にわたる。外部指導者はこの指導面の補助をするわけだが、先述の事情等を鑑みると、実質的にかなり広範囲にわたって指導をすることになる。繰り返しになるが、制度的には「主（顧問教員）-従（外部指導者）」の関係であるものが、実質的には逆転してしまう状況が発生する可能性を有しているのである。

また、外部指導者には一般的に「専門的な技術指導」が期待されているが、現実にはスポーツ的技能（「コートの内」）だけを取り出したスポーツ指導はありえない。生涯スポーツにつながる指導を考えるならば、どのようなスポーツ・パーソンになるか、どのような仲間を作っていくかも含めた指導が現在は求められているのであって、「コートの外」（荒井、2003）での行動や振る舞いについても必然的に指導することになってくるだろう。

したがって、問題の発生は外部指導者個人に起因するのではなく、現実の環境を踏まえれば、そこに関わる全ての人（教育行政職、学校管理職、顧問教員、生徒、保護者）の責任であると捉えた方が現実的であろう。

契約として割り切れないところにこの問題の難しさがあることからすれば、関係者全員で「本当の連携」を実現しなければならない。この制度が生徒のためにうまく機能するためには、まずは両者がともに同じ土俵で対等にコミュニケーションする必要があると考える。

具体的に言うと、ここまで何度も指摘されている「外部指導者と顧問教員の指導方針の相違」であるが、まずは、学校教員自身が自らの指導は「学校教育たりうる」のかを個々で、さらには学校で論議しなければならぬ。学校にいる顧問教員がその内実を具体的に示すことができなければ、相違の解消にはつながらぬ。事実、インタビューでも「先生によってかなり指導方針が異なる」という意見がみられている。

例えば、学校教育としての部活動はどれくらいの程度（練習日や時間、試合の数など）が適切なのかを学校側が明確に示すことができなければ、連携をリードすることはできないだろう。これらの具体的な基準は、子どもの実態によって異なる（例えば、同じ練習時間でも学業や心身への影響は様々である）とはいえ、学校の中で共通見解が存在していなければ外部の人間に説明することは不可能である。つまり、外部指導者がその適切なあり方のモデルとして学校教員を見本にできるような体制を作っていくことが今後望まれるのではないだろうか。その上で、外部指導者も貴重なスタッフの一員として、そのあり方について議論に参画していくことになれば、少しずつ状況は改善されると考える。

(5-1) 手引きとして備えておくべき内容的条件

これまでの考察から、今回作成する手引きの構成内容として必要な事柄は以下の2点であると考えられた。

1. 学校教育の一環として、部活動はどのような「目

的」を有して行われるべきかについて、できる限り具体的に示す。

2. 「外部指導者と顧問教員との関係性」について、まず両者の関係は理念的にどうあるべきなのかとともに、現実にはどのような関係がありうるのかについて解説し、連携をとるために必要な具体的内容を示す。

(5-2) 手引きの構成内容についての具体的検討

1. 部活動の目的について

部活動の目的は、明確に示されることがほとんどなく、既存する手引きにも見られたように、目的と代わって部活動を行うことによる効果や役割が示されることが多い。そのため、部活動の目的の捉え方が指導者によって異なってしまう、外部指導者と顧問教員の対立や、外部指導者の指導が技術主義のような誤った指導の方向性を示す一因となる可能性がある。このような事態を避けるためにも、部活動の目的とは何なのかということを確認する必要がある。

部活動において技術指導や記録を追及する指導が行き過ぎた場合、指導者は勝利至上主義や成果主義であると非難されることがある。スポーツを行うには勝利の追及という大原則があり、勝つために技能を磨くことは当然の行為である。では、部活動においてなぜこの勝利を追及する指導が行き過ぎた場合に非難されるのか。ここには、勝利の追及、すなわち、競技的な側面以外に何か他のものが追求されなければならないことが意味されているからである。

平成20年公示の学習指導要領―特別活動編において、目標は以下のように記されている。

「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」

この目標から、「心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」という部分は、個人として、また、集団や社会の成員としての資質を身に付ける自主的、実践的な態度を育てることを示していることがわかる。また、「人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」という後半部分では、人間としての生き方についての自覚を深めるとともに、現在及び将来にわたって自己実現を図る能力、すなわち、自己を生かす能力を養うという目標を示していることがわかる。これらの目標は、個人的な資質の育成と社会的な資質の育成であると考

えられ、教育の目的と共通するものであると考えられる。やはり、部活動は教育の目的と同様に、生徒一人ひとりの人間形成を果たすことが目的とされているのである。

そう考えると、部活動において勝利を迫及する行為が非難されるのは、その行為自体が非難されているのではなく、教育の目的をなおざりにしていることに対する非難であるということがいえるのではないだろうか。これらのことから、部活動は教育の目的を果たすという教育的な側面と、技能を磨き勝利を目指すという競技的な側面の二重の構造から成り立っている(久保、1998)ことがわかる。しかし、競技スポーツでは勝つことが最大の課題であるが、部活動が教育の一環である以上、競技スポーツにおいて勝つことを目指す行為が、生徒一人ひとりの成長(人間形成)にどのような良い面をもたらすのかということに関心が向けられなければならない。すなわち、部活動は二つの側面から成っているが、あくまで主は教育的な側面であり、競技的な側面は教育的側面を助長するための手段とされているのである。また、指導者が自分の評価を上げるために生徒を手段として勝利を迫及することはもっての外で、たとえ生徒一人ひとりの成長に関心が向けられているとしても、それが競技者育成のために勝利迫及が良いものとされることは部活動において望ましいことではない。なぜなら、学校教育は将来の職業や専門を問わずに全人的発達を目指す教育であり、競技者を育てるといような、あらかじめ決められた職業や専門分野のための教育ではないからである。よって、部活動において指導者は、“勝利を迫及する行為が生徒一人ひとりの全人的発達にとって良いもの”であるように指導しなければならないのである。

2. 外部指導者と顧問教員との関係性

○連携の目的と諸機能

外部指導者制度は、地域の専門的な知識を持った人材を部活動指導に活かすということから、学校と地域社会との連携のひとつであるといえる。この学社連携とは、学校教育か、社会教育か、どちらか一方の目標や目的を達成するためにとられる方法であり、事業(授業)の全部または一部において協力・支援する関係である。外部指導者制度の場合は学校が部活動の目的を達成するために採る方法であり、部活動指導の一部に対して外部指導者が協力・支援するものであるということが出来る。このように学社連携の考えの下で外部指導者と顧問教員は部活動指導を行うのであるが、この学社連携における“連携”について、佐藤(2002)は、「学校と家庭・地域社会とが学校教育の改善と地域の生涯学習お

よび活性化を目的として、それぞれが所与の役割分担を前提とした上で、①情報交換・連絡調整、②相互補完、③協働などの諸機能を発揮する恒常的な協力関係の過程」と定義している。この佐藤の定義に従えば、外部指導者制度は部活動の目的を達成するためにとられる方法であるゆえ、連携にとって必要な情報交換・連絡調整、相互補完、協働の3つの主要機能について参照することができる。

猿田は、これらの主要機能について、「主要機能①～③は、①→②→③という連携の展開過程(手続き)を示すものである」と述べている(葉養、2004)。その主張を要約するならば、当事者が情報を交換し共有することから連携を始め、その中でお互いの不足分を知り、それをどう補い合うのかを相談し、お互いが共通目的を定め、協力してその実現を図ることということになる。そしてこの一連の手順の中で問題や矛盾が生じたとき、それらを解決・補充するための手立てを講じなければならないということである。

これらの連携の諸機能を外部指導者制度にあてはめて考えてみると、情報交換は調査等から明らかになったように、練習メニューや試合結果、生徒の情報などの交換は、外部指導者が活動する上で必要なものであった。次に相互補完であるが、外部指導者は基本的に技術指導を補助する役割として導入されるので、専門的な指導ができない顧問教員との相互補完の関係が成り立つものであると考えられる。協働については、お互いが共通の目的、つまり部活動の目的を認識しなければ、うまく連携をとることができないことは明らかである。最後に連絡調整機能であるが、この機能が発揮されれば外部指導者と顧問教員との関係性の問題を未然に防ぐことができると考えられる。このように、学社連携における主要機能についての考え方は、外部指導者制度においても非常に重要であることがわかる。

しかし、学社連携では、協働において複数の主体が共通目的を定めるとあるが、外部指導者制度の場合、外部指導者と顧問教員との共通の目的が両者の裁量によって決定されるわけではなく、学校教育の一環として教育の目的を果たすことが既定されている。そのため、外部指導者制度における連携の展開過程は、外部指導者と顧問教員は、部活動の目的を達成するために必要な情報を交換しそれを共有する。そして、その中でお互いの不足分を知り、それをどう補い合うのかを相談した後に協働して実現を図ることになる。

○連携をとるために必要な具体的内容

学社連携における連携の目的から、外部指導者と顧問教員が協働し部活動の目的を果たさなければ

ならず、この協働を実現するためには、部活動の目的を達成するために必要な情報を交換し共有することが不可欠であることが明らかとなった。次に、外部指導者として活動する前に、外部指導者と顧問教員との間で具体的にどのような情報交換が必要なのか、また、どのようなことを踏まえておかなければならないかを考える必要がある。

まず、連携をとるためには、言うまでもなく部活動の目的や目標を理解しておかなければならない。そして、その目的・目標を果たすためには、指導する生徒の実態を掴む必要がある。なぜなら、目指すべき目的・目標と生徒の実態との差がどのくらいあるのかを理解し、その差を埋めるためには、どのような指導内容を準備しなければならないか、どのような方法で実施すべきかを考える必要があるからである。この作業を怠ることで場当たりの指導となり、生徒の実態に合わず、目的や目標に対して効果的な指導はできないのである。このように、効果的な指導を行うためには生徒の実態把握が必要なのであるが、生徒の実態を掴むためには、生徒を実際に見ることはもちろんのこと、顧問教員からも生徒の情報をできるだけ収集する方がより早く生徒の実態を掴むことができると考えられる。

具体的に生徒の実態は、生徒一人ひとりの技術レベルやどんな能力を持っているかなどを把握することに加えて、生徒の性格や生徒の環境などの視点でも把握するべきであろう。生徒の技術レベルや能力は、練習内容を考えるための情報となり、生徒の性格は、指導する際の伝え方を生徒の性格によって変えるなど、指導方法を工夫するために必要な情報となる。また、生徒の環境は、保護者がどのくらいスポーツに重きを置き、どの程度協力してくれるかなどをある程度把握しておかなければ、試合の遠征が多くなったり、使用する用具の購入を求めたりし、経費が大きくなることや、指導者と保護者とのトラブルになりかねないため必要な情報であると考えられる。生徒の情報以外にも、練習場所はどの程度の広さなのか、練習用具はどの程度揃っているのかということが練習内容や方法に影響を与えるため、使用できる施設や用具のことも事前に顧問教員に確認して把握しておく必要があるだろう。

ここまでは、指導内容を準備したり指導をどのように実施するかという指導方法を考えたりする場合に必要な情報であったが、これらの情報をもとに外部指導者は、自分が可能な指導と不可能な指導を区別しておく必要がある。外部指導者がどのような指導が可能かという情報は、後に顧問教員が指導できない内容に対してどう補うことができるのかという相談をする際に必要な情報となる。

次に、目標とする試合や学校行事、定期テストなどの日程を把握する必要がある。なぜなら、それらを考慮しながら、考えられた指導内容や方法をどこに配置するのかといった具体的な指導計画を立てなければならないからである。また、立案された指導計画であるが、外部指導者は指導できる日数に制度上限りがあるため、すべて実施できることは困難である。そのため、外部指導者と顧問教員とが協力して指導計画を遂行できるように、両者の間で共有されるべきであろう。

(6) 運動部活動における「外部指導者制度の効果的活用に向けた手引き」の具体的作成

これまで検討した成果を踏まえて、以下のような構成で手引きを作成した。

基本的なコンセプトとして、外部指導者制度を活用するための手引きは、外部指導者と顧問教員(学校)の両者を対象にした記述をしていくものとした。

〈共通的内容〉

- ・両者の「連携」とは
- ・運動部活動における両者の連携や役割分担の例

〈外部指導者に〉

- ・部活動の目的、そして現状
- ・子どもを観察するということ

〈顧問・学校関係者に〉

- ・「学校教育の一環」について再確認
- ・教員の意識改革
- ・外部指導者の存在に対する学校での周知

5. まとめ

本研究は、外部指導者制度に関わって生じる問題を解決するため、さらにはより良い制度の活用に向けて、関係者が参照できる手引きを作成した。

さて、本論でも参照した宮城県での調査結果のまとめには、以下の記述がある。

「外部指導者の活用を拡大するに当たっては、学校側の事情をよく理解してくれた上で運動部活動を指導してくれる人を探すのが最も肝要であり、依頼後に相互の溝が深まることのないよう事前にしっかりと学校側の考え方を伝えておくことが大事である。」

このこと自体に異論をはさむものではないが、外部指導者制度を有効に機能させるためには、部活動についての外部指導者の理解を促進するだけでなく、学校教員も含めた関係者の全てが「あるべき部活動像」を連携・協働しながら模索しつつ、具体的活動や指導に当たることが必要であるという点を強く主張したい。

さらに、「外部指導者同士が互いの指導経験について議論したりする場があまりない」(Tさん)という現状についても工夫・改善していければ、外部指導者制度はさらによいものになるだろう。

参考文献

- ・ 内海和雄(1998), 部活動改革 -生徒主体への道, 不昧堂出版
- ・ 神奈川県教育委員会(2008), 中学校・高等学校生徒のスポーツ活動に関する調査報告
- ・ 森田啓之・萩岡徹(2010)「運動部活動における外部指導者導入に関わる課題 -問題発生パターンの類型化を中心に-」*体育・スポーツ科学* 19:49-54
- ・ 荒井貞光(2003), クラブ文化が人を育てる, 大修館書店
- ・ 久保正秋(1998), コーチング論序説, 不昧堂出版
- ・ 佐藤春雄(2002), 学校を変える 地域が変わる, 教育出版
- ・ 葉養正明編(2004), 管理職のための“学校改革”プロジェクト第6巻「学校と地域の新しい関係づくり」, 教育開発研究所

この研究は笹川スポーツ研究助成を受けて実施したものです。

